

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策16 住環境の確保						
(1)住宅整備の支援						
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。	R2以前～ R10以降	347	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が定期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R2以前～ R10以降	584	建築住宅課
建築士技術者技能取得事業			建築技術者が業務に必須となる技能を取得する。 ①酸素欠乏作業主任者は、建築技術者が地下ビットなどで設計調査や工事監理を行う際、酸素欠乏や硫化水素中毒になることを防ぐため、労働安全衛生法施行令第6条21号に基づき技能を取得する。 ②墜落制止器具使用作業特別講習の取得は、建築技術者が高所で設計調査や工事監理を行う際、墜落用制止器具を正しく用いて、転落事故を防ぐため、労働安全衛生法第59条第3項に基づき特別教育を受ける。	R4～ R6	58	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	R2以前～ R10以降	10,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	2,480	建築住宅課
(2)市営住宅の適正管理						
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R2以前～ R10以降	21,601	建築住宅課
市営住宅消防設備点検			市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R2以前～ R10以降	3,487	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R2以前～ R10以降	9,075	建築住宅課
市営住宅エレベーター保守管理			市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R2以前～ R10以降	4,300	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R2以前～ R10以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。	R2以前～ R10以降	346	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅浄化槽の空家補償			市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。令和6年度に有帆団地の単独浄化槽を合併浄化槽に更新することから、ほかの団地と同様に浄化槽維持費の補償を行う。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始、令和6年度から有帆に補償開始)	R2以前～ R10以降	3,927	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R2以前～ R10以降	4,806	建築住宅課
市営住宅草刈			市営住宅の空き家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R2以前～ R10以降	400	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。	R2以前～ R10以降	500	建築住宅課
市営住宅消防設備点検(臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。	R2以前～ R10以降	8,495	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R2以前～ R10以降	486	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R2以前～ R10以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R2以前～ R10以降	7,824	建築住宅課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	127	建築住宅課
市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅の昇降機4基(古開作第二団地H-1棟とH-2棟、神帆団地D棟、萩原団地1棟)の経年劣化により、修繕が必要である。取替時期を迎えた部品の取替えや修繕を行い、昇降機の安全性を確保し適正な維持管理を図る。	R4～ R7	4,197	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅屋根防水工事			萩原団地117棟の屋根の防水シートが強風ではがれ落ちたため、改修を行う必要がある。	R5～ R6	5,338	建築住宅課
高所作業用墜落制止器具 購入			厚生労働省は、「安全带」を「墜落制止用器具」として規格改正し、以後、高所作業には、この規格にあった安全带を用いることとなった。職員の安全を確保するとともに工事受注業者に範を示すため、同器具の速やかな配備が必要である。	R6～ R6	116	建築住宅課
市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R2以前～ R10以降	3,825	建築住宅課
長寿命化計画に基づく市 営住宅改善事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。	R5～ R10以降	73,378	建築住宅課
長寿命化計画に基づく市 営住宅建替え事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	R5～ R10以降	60,663	建築住宅課
漁民アパート入居者移転 促進			本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。	R2以前～ R10以降	609	建築住宅課

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

(1)都市公園の整備と管理

公園管理運営事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	R3以前～ R11以降	152,682	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	R2以前～ R11以降	9,117	都市計画課
江汐公園施設整備基金事業			将来的に必要となる江汐公園内施設の大規模な修繕や改修費用を積み立てることにより、当該年度の負担を軽減する。	R2以前～ R11以降	5,000	都市計画課
大規模公園環境美化事業			竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング果病に感染した桜が目立つようになっている。そのため、テング果病感染部の枝を切除するとともに、テング果病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング果病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。	R2以前～ R11以降	3,200	都市計画課
遊具定期点検事業			都市公園の遊具を安心して使用できる環境維持のため、遊具の腐食、損傷、緩み、破損、欠損などを評価、必要に応じた部品交換や修理を検討するため遊具の点検を行う。	R2以前～ R11以降	2,460	都市計画課
リース車更新事業			現在契約しているリース車は令和4年7月から令和10年6月末(72ヶ月間)まで利用できる。市内の公園や街路樹の維持管理及び市民からの苦情に迅速に対応できるようにリース車は必要不可欠である。	R3以前～ R11以降	301	都市計画課
管理施設改修事業			都市公園内にある管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。	R4～ R11以降	13,183	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業			竜王山公園のオートキャンプ場にある各施設の老朽化が進行しているため、その更新を行う。	R4～ R6	5,000	都市計画課
スマイルエイジングパーク事業		スマイル エイジ ング	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4つの公園で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。これまでに3つの公園で実施している。令和4年度からは糸根公園と青年の家が立地する区域をスマイルエイジングパークと称して一体的に整備を進めている。	R2以前～ R11以降	35,062	都市計画課

(2)緑化の推進と保全

支障樹木剪定伐採事業			都市公園等にある樹木が成長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定や、伐採を行う。	R3以前～ R11以降	594	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性があるため、公園の安全を確保するため、適宜、伐採を行う。	R3以前～ R11以降	330	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定の文化財である糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	R2以前～ R11以降	396	都市計画課
街路樹剪定事業(経常)			道路の通行や沿線住民の生活に支障が出ないように、街路樹(高木・低木・交通障害物)の剪定を行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R11以降	14,188	都市計画課
街路樹剪定事業(臨時)			街路樹(高木、低木、交通障害物)の剪定を実施する路線における不足分や、巨大化など通常の剪定業務では対応できない特異な事例について行う。	R5～ R11以降	4,260	都市計画課
緑地帯維持事業			厚狭駅南5号線の緑地帯について、環境整備を行う。	R3以前～ R11以降	436	都市計画課
街路樹管理事業			成長が著しい樹木は、街路樹帯を隆起させて交通障害となる場合がある。剪定の時期に合わせて、樹木の成長を抑制する薬剤の注入や、破損した街路樹帯(年間約10箇所)の補修を行う。	R2以前～ R11以降	1,541	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R2以前～ R11以降	358	都市計画課

基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実

(1)安全で安心な水の供給

飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R3以前～ R11以降	400	環境課
高天原浄水場施設整備事業			高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	R1以前～ R9以降	116,295	水道局

(2)災害に強い強靱な水道の構築

基幹管路施設整備事業			老朽化した基幹管路(送水・配水本管)施設の更新	R1以前～ R9以降	501	水道局
配水施設整備事業			老朽化した配水施設の更新	R1以前～ R9以降	704,126	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)水道事業運営の持続						
市民サービス向上事業			災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	R1以前～ R9以降	12,728	水道局
水資源環境保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。	R1以前～ R9以降	1,140	水道局
(4)下水道の整備と管理						
下水道管渠整備事業			国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。	R2以前～ R10以降	470,807	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R2以前～ R10以降	25,000	下水道課
小野田西地区農集公共下水道接続事業			平成28年度に実施した汚水処理施設整備構想の見直しの結果、小野田西地区農集排水施設の維持更新費用と公共下水道へ統合する場合の長期的な経済比較を行った結果、統合した方が有利と判定された。令和2年度に接続工事が完了し、令和3年4月1日から公共下水道として供用開始。小野田西地区農集排水施設の廃止に伴い、処理場内の機器類の撤去や処理槽の埋め戻し等を年次的に行う。	R2以前～ R6	18,370	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	R2以前～ R10以降	521,000	下水道課
し尿受入施設整備事業			小野田浄化センターの老朽化のため令和3年度に整備方針の検討を行ったところ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道へ投入し処理することが経済的に有利との結論となった。し尿及び浄化槽汚泥の安定処理のため、社会資本整備総合交付金を活用し、し尿受入施設を整備する。事業実施にあたっては市に代わって事業実施が可能な下水道事業団へ委任する。 令和6年度は実施設計業務を行う。	R4～ R10以降	54,000	下水道課
レノファ山口デザインマンホール蓋作成事業			本市はレノファ山口のホームタウンであり、おのサンサッカーパークで同チームが練習を行っている。このことを活用するため、レノファ山口のデザインマンホール蓋をおのサンサッカーパークとおのだサンパークの動線上に設置し、市役所内にも展示を行う。また、令和7年4月発行予定でマンホールカードも作成し、おのサンサッカーパークで配布を行い、下水道の普及啓発と地域の活性化を図る。	R6～ R8	2,008	下水道課
下水道管渠維持管理事業			管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引き抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。	R2以前～ R10以降	32,315	下水道課
不明水対策事業			建設から大幅に経過した公共下水道の管渠施設は、近年の異常気象による降雨により分流式の施設であっても雨水や地下水の流入が多く存在し、処理施設での緊急対応や市民からの通報も多くある。公共下水道施設の安定した運転や市民生活の環境を保全するには、公共下水道において処理を必要としない水(不明水)の流入を防止する必要がある。このため、管渠施設が健全であるか判断する状況調査を行うとともに不明水の流入を防止する対策の検討や工事実施する。	R2以前～ R7	20,813	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R2以前～ R10以降	28,832	下水道課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収は水道料金と合わせて水道局で実施している。使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムの機器更新について、水道局と協議の上、負担割合に基づいた負担金を支出する。 令和6年度は、令和7年度に水道局が実施予定の新システムの導入に向けて、必要な準備にかかる負担金を計上する。	R2以前～ R10以降	347	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	33	下水道課
処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な污水处理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な污水处理を行う。	R2以前～ R10以降	347,172	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な污水处理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な污水处理を行う。	R2以前～ R10以降	24,752	下水道課
下水道管理デジタル化推進事業		デジタル 化	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムを導入することにより、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R10以降	536	下水道課
ストックマネジメントシステム更新事業			令和2年度にストックマネジメントシステムを導入しており、現在、デジタル推進課にシステムのサーバーを設置している。令和6年度にシステムの適切な維持管理のため、地図情報の更新も併せてサーバ等の更新を行うもの。 なお、令和9年度以降、地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理することが、社会資本整備総合交付金の管路改築事業の交付要件となっている。	R6～ R6	3,248	下水道課
農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	6,614	下水道課
農業集落排水施設機能強化事業			福田地区及び仁保の上地区の農業集落排水処理施設は、建設から20年以上経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2以前～ R6	5,500	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(5)合併浄化槽の整備						
浄化槽整備推進事業			公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R2以前～ R10以降	71,633	下水道課
基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実						
(1)道路網の整備						
市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	R2以前～ R6	22,100	土木課
市道くし山線道路改良事業			市道くし山線は、JR小野田駅の北側を東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。平成25年時点では、県道小野田山陽線の4車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間の整備は完了している。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および、歩道の設置を行うことで利用者の交通安全環境の向上を図る。	R5～ R10以降	20,000	土木課
AIによる橋梁インフラ点検・診断システム導入事業			市道橋については、道路法施行規則の規定により5年に1回の頻度で点検を行っており、令和5年度に2巡目の点検が終了する。職員点検では診断及び調書作成に多くの時間を要し、委託点検では昨今の労務費上昇により業務費が増加傾向にあるなどコスト面に課題がある。そのため、山口県が開発した『AIによる橋梁インフラ点検・診断システム』を導入することで橋梁の定期点検にかかるコスト縮減を図ることができるとともに点検業務に従事する職員の事務負担の軽減に寄与できる。	R6～ R11以降	232	土木課
橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路法施行規則に基づき実施し、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の点検を完了し、現在2巡目の点検を実施している。 また、令和3年度に道路メンテナンス補助制度要綱が改正されたため、令和4年度に補助要件を満たした長寿命化修繕計画を見直した。	R2以前～ R10以降	15,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のインシヤルコストやランニングコストの軽減を図る。	R2以前～ R10以降	61,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行なう。	R2以前～ R10以降	14,701	土木課
道路台帳整備事業(臨時)			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	R2以前～ R10以降	7,000	土木課
道路環境整備事業			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R2以前～ R10以降	16,762	土木課
道路環境整備事業(臨時)			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R2以前～ R10以降	2,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市道街路灯更新事業			市道に設置された道路街灯のLED化を年次的に行い維持管理費の削減を図っていく。	R6～ R10	10,000	土木課
道路施設等点検事業			道路施設の劣化、変状が起因となる事故は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、施設の健全性の点検を行う。対象の道路施設については、舗装、道路付属物(標識、道路照明等)、道路法面(切土、盛土)を予定している。なお、各施設の点検については、国の点検要領に基づき実施する。	R4～ R10以降	10,000	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (修繕料)			市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	R2以前～ R10以降	54,220	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R2以前～ R10以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費・臨時)			道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を行う。 経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R2以前～ R10以降	2,000	土木課
小規模土木事業(臨時)			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R2以前～ R10以降	22,000	土木課
都市計画道路整備県事業 負担金			山口県が行っている都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を支払う。	R2以前～ R8	20,000	都市計画課

基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実

(1)持続可能な地域公共交通網の形成

JRローカル線利用促進事業			「JR美祿線利用促進協議会」、「JR小野田線利用促進協議会」へ負担金を支出し、県や沿線市等と協力して、両路線の利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	1,600	商工労働課
駅舎バリアフリー化整備事業			バリアフリー法に基づき実施される、JR厚狭駅のバリアフリー化整備事業に対して補助金を交付する。令和6年度は、厚狭駅在来線への新規エレベーター1基の設置工事等を行う。	R2以前～ R10以降	57,446	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			市民の移動手段を確保するため、路線バスを運行する事業者3社に対して、地方バス路線維持費補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	139,205	商工労働課
地域公共交通計画推進事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく、JRローカル線の利用促進、バス路線の再編、デマンド型交通の運行見直し等、公共交通の利便性向上に向けた取り組みを進める。	R2以前～ R10以降	342	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通 運営事業			厚狭北部地域において、デマンド型交通を運行し、マイカーで自由に移動できない方に向けて、生活交通手段を確保する。	R2以前～ R10以降	8,300	商工労働課
JR小野田線活性化事業			行政と交通事業者が連携し、鉄道とバスの共通乗車制度をはじめとした一連の利便性向上策を実施し、JR小野田線や沿線バス路線の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	900	商工労働課
高泊地区デマンド型交通 運営事業			高泊地域において、デマンド型交通を運行し、マイカーで自由に移動できない方に向けて、生活交通手段を確保する。	R4～ R10以降	6,200	商工労働課
「バス・タクシー運転士体験 会&就業説明フェア」開催 事業			バスやタクシーといった公共交通の担い手を確保するため、県央連携都市圏域の7市町で連携し、「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア」を開催する。	R5～ R10以降	140	商工労働課

(3)駐車場・駐輪場の整備

[illegible]

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分割合併、建物の増減)や街区表示板の取り付け状況についての調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R11以降	575	都市計画課